

仕様等に関する質問回答表

件名	防府市役所本庁舎で使用する電気	入 札 日	令和8年7月17日
----	-----------------	-------	-----------

質問内容	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容	仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。
回答内容	契約締結に伴う協議は可能ですが、入札にあたって公表されている仕様等の変更は認められません。

質問内容	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。
回答内容	契約書(案)のとおりとします。

質問内容	燃料費調整額について、「当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給(高圧)に準じるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。
質問内容	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。
回答内容	上記回答のとおりです。
質問内容	当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第3位まで生じることがございます。 入札金額を積算するにあたり、少数点第3位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。
回答内容	予備電力については、小数点第3位までの単位を用いて積算してもよいですが、電気料金については、仕様書の「6 契約期間中における電気料金の算出式(1月あたり)」に記載しているとおり、電気料金は1円未満の端数を切り捨てとします。

質問内容	仕様書3(3)「30分ごとの供給電力量(kWh)を、翌月一日以降に確認できるようにすること」とございますが、確認方法等の詳細については、落札後に協議していただけますか。
回答内容	協議に応じることは可能です。

質問内容	契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについてご教示ください。また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。
回答内容	託送料金の見直しによる値上げ及び値下げに伴う契約単価の変更については、以降適用する契約単価も含め、協議とします。 消費税の変更があった場合は、法に基づき単価の変更に応じます。 詳細については、契約の相手方と別途協議します。